

ワーキンググループ、個別訪問による意見交換の概要

1 目的

近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画の「V. 行動計画の見直し」にあるとおり、行動計画が実効性を有するためには、近畿ブロック協議会構成員が様々な観点から不断の点検を行い、必要に応じて同計画を見直すことが不可欠である。

上記を踏まえ、広域的な災害廃棄物の処理に係る諸課題について、少人数によるワーキンググループの開催や個別訪問を通じて、構成員等によるより綿密な意見交換を行うことにより、今後のケーススタディーの実施や行動計画の改定を見据えた検討を行う際の基礎情報等を得ることを目的として実施した。

2 意見交換の内容

3つのワーキンググループ（府県WG、政令市・中核市WG、推薦市町WG）を組成し、政令市・中核市WGについては、さらに2グループに分け、グループ別に意見交換を実施した。

また、上記ワーキングに参加しない構成員（国土交通省近畿地方整備局、大阪府産業廃棄物協会、大阪湾広域臨海環境整備センター、関西広域連合）については、個別に訪問して、意見交換を実施した。

（ワーキンググループにおける意見交換の主なテーマ）

1. 広域的な災害廃棄物の処理に係る関係者の役割、具体的な受援／応援の方法
 - 関係者との接触(要請、報告等)手順について
 - 連携体制の機能状況について
 - 応援職員の職種、職能及び業務内容について
2. 既存の施設、収集運搬車両等の活用可能性
 - 災害時に活用可能な仮置場、収集運搬車両、施設(中間処理、最終処分、再資源化)の把握状況について
 - 収集運搬・処理能力が不足する場合の対応について
 - 大阪湾広域臨海環境整備センターへの期待役割について
3. 関係者間で用いる共通の各種報告様式
 - 大規模災害時に関係者間で報告・共有すべき情報について
 - 大規模災害時の情報伝達にあたっての有効な手段・媒体について
4. その他
 - 災害廃棄物の集積方法、仮置場の活用方法、広報の手段等について
 - 災害時に特に必要な応援内容について 等

(※) WGの対象となる自治体の規模等を踏まえて、適宜意見交換のテーマを設定。

3 意見交換の概要

(1)府県WG（平成29年12月15日）

1) 広域的な災害廃棄物の処理に係る関係者の役割、具体的な受援／応援の方法

○関係者との接触（要請、報告等）手順について

- ・市と県、県内都市間、民間事業者、関係団体等と締結している協定に基づく。
- ・エリア分けをして、エリアで対応する場合あり。
- ・課題としては、規模が小さい自治体での備え、人事異動に伴う協定締結の（担当者等の）認識不足など。

○連携体制の機能状況について

- ・（熊本地震の際の収集運搬支援では）関西広域連合から要請があった。
- ・課題としては、関西広域連合、全国知事会、D. West-Netなど、指示命令系統が複数あり、優先順位が不明なこと、災害対策本部と廃棄物部局の連携強化が必要なこと、災害廃棄物の担当課の体制が整っていない場合があることなど。

2) 既存の施設、収集運搬車両等の活用可能性

○災害時に活用可能な仮置場、収集運搬車両、施設（中間処理、最終処分、再資源化）の把握状況について

【仮置場】

- ・府県でリストアップ済みは1県のみ（各市町村のリストの把握まではしていない）。
- ・一部の府県では、市町村について、域内の空地、仮設住宅地や避難所の設置予定場所になっている場所等の調査を実施。
- ・課題は、土地の確保、公表（計画への掲載等）、遊休地等利用可能な用地の調査方法など。

【収集運搬車両等】

- ・一部の府県では、委託事業者・許可業者、産廃協会会員のものも含めて調査のうえ把握。
- ・一部の府県では、市町村から毎年報告してもらい、台数を把握。
- ・課題としては、情報を公表しないことを前提に情報を提供してもらっているため、当該情報を事前に活用できない面があること。

【施設】

- ・一部の府県では、委託事業者・許可業者、産廃協会会員のものも含めて調査のうえ、処理能力、受入条件等を把握。
- ・課題としては、災害時にどこまで連携・協力して相互に受入ができるか想定できないこと、災害時の受け入れ可能な余力の把握、限りある資材の配分に係るルールづくりなど。仮設トイレの供給については、広域で必要になった場合の依頼先。

○大阪湾広域臨海環境整備センターへの期待役割について

- ・仮置場の確保につながるのであれば活用したい。

3) 関係者間で用いる共通の各種報告様式

○大規模災害時に関係者間で報告・共有すべき情報について

- ・本省の様式では、事業費見込額・復旧見込額の項目があるが、初動の時期には、家屋等の被害額・被害量は、求められてもすぐには計算できない。段階的な報告といった形も考えられるのではないか。

○大規模災害時の情報伝達にあたっての有効な手段・媒体について

- ・窓口となる廃棄物部局が、廃棄物に特化した形で様式を持っていた方がやりやすい。

(2)政令市・中核市WG（平成29年11月24日、平成29年11月27日）

1) 広域的な災害廃棄物の処理に係る関係者の役割、具体的な受援／応援の方法

○関係者との接触(要請、報告等)手順について

- ・ 応援要請する際は、県内各市に直接声をかけていく。
- ・ 他都市への応援要請は全国都市清掃会議を通じて行う。
- ・ 市と県、県内都市間、民間事業者、関係団体等と締結している協定に基づく。
- ・ 課題は、複数団体と協定を結んでいる民間事業者の災害時における対応力。

○連携体制の機能状況について

- ・ (熊本地震の際の収集運搬支援では) 全国都市清掃会議からの直接要請による。
- ・ 課題は、被災自治体や国、全国都市清掃会議などの連絡窓口の一元化、応援要請するか否かの判断や、応援が必要な人員・機材の数量等の判断など。

2) 既存の施設、収集運搬車両等の活用可能性

○災害時に活用可能な仮置場、収集運搬車両、施設(中間処理、最終処分、再資源化)の把握状況について

【仮置場】

- ・ 公有地、私有地、空き地、域内処分場等を仮置場、二次仮置場としてリスト化、データベース化。
- ・ 必要な敷地面積の算定、基本的な選定基準等はできているが、具体的な場所は未選定。
- ・ 課題は、土地の確保、公表(計画への掲載等)など。

【収集運搬車両等】

- ・ 直営、委託事業者、許可業者のものも含めて調査のうえ把握。
- ・ 課題は、災害時に実際動ける車両の具体的な数字の想定等。

【施設】

- ・ 直営、委託事業者、許可業者のものも含めて調査のうえ把握。
- ・ 課題としては、最終処分場と距離もあるためすぐに動けないこと、発災時の収集能力の損失想定、既に上限に達している稼働率(追加的災害廃棄物の受け入れが困難)など。

○収集運搬・処理能力が不足する場合の対応について

【仮置場】

- ・ 県の応援協定に則って応援を要請。

【収集運搬車両】

- ・ 県との協定、都市間協定、近隣市との協定等に基づき応援を要請。
- ・ (協定を結んでいない場合も含め) 民間業者に協力を要請。

【施設】

- ・ 県との協定、都市間協定に基づき応援要請。
- ・ 近隣市との連携・直接の依頼や民間業者への協力要請。

【その他】

- ・ 仮設トイレの備蓄については不足することが予想されるため、対応策を検討中。

○大阪湾広域臨海環境整備センターへの期待役割について

- ・ 最終処分場としても、二次仮置場としても使用できれば望ましい。可能であれば、府県の主導のもと、実現していただきたい。

3) 関係者間で用いる共通の各種報告様式

○大規模災害時に関係者間で報告・共有すべき情報について

- ・ 被害状況の大小、災害廃棄物の発生見込量、被災自治体の作業人員や資機材、処理施設数、仮置場の状況を含む廃棄物処理体制、道路状況、処理困難物等の対応方法、宿泊施設の有無、現在応援している都市、あるいは応援予定の都市の有無、また、その応援内容と体制など。
- ・ 被災の規模や、廃棄物搬入の数量等については想定が難しい。まずは、とにかく応援が必要、

という第一報だけでも連絡することができればよい。

○大規模災害時の情報伝達にあたっての有効な手段・媒体について

【様式】

- ・応援内容の整理・把握にも役立つものであり、要望などがやりやすい面有り。
- ・電話連絡の内容を紙に落とし込むときにも、様式があれば情報の伝達ミスが少なくなる。
- ・報告先によって様式が異なると混乱を招く。フォームや記載内容の統一・簡素化を検討してほしい。府県ワーキング等で議論してはどうか。

【手段・媒体】

- ・電話、FAX、携帯・スマートフォン等をケース・状況に応じて使い分け。

4) その他

○災害廃棄物の集積方法、仮置場の活用方法、広報の手段等について

(事前周知)

- ・災害廃棄物処理計画の概要版を市民向けに作成し配布。課題としては、仮置場等の事前周知は難しいこと。

(他部局との連携)

- ・広報等他部局と連携。災害対策・防災の総合的な情報発信をしていく中で、災害廃棄物についても広報する。

(広報の手段)

- ・市のHP、防災無線、印刷物配布、広報車、ツイッター等多様な手段による情報発信。
- ・パソコンやスマートフォンの使用には限りがあるため、紙媒体に頼る面もある。

(3)推薦市町WG（平成29年12月21日）

1) 広域的な災害廃棄物の処理に係る関係者の役割、具体的な受援／応援の方法

○関係者との接触(要請、報告等)手順について

- ・ 応援要請のルートは複数あり（府県を通じて、または近隣市、一部事務組合、民間事業者への直接要請等）。
- ・ 市と県、県内都市間、一部事務組合、クリーンセンター、民間事業者（ごみ処理業者、し尿処理業者等）と締結している協定に基づく。
- ・ 協定を締結している一部事務組合、クリーンセンターで対応できない場合は府県に応援要請。
- ・ 課題としては、協定締結先の災害時における応援の程度が不明（小さな市町村への応援が後回しになるおそれがある）こと、委託業者からの応援が可能であっても業者に指示する市町村職員の体制が整っていない可能性があることなど。

○連携体制の機能状況について

- ・ 協定に基づくケース、協定に基づかない直接のやり取りなど、ケースバイケースでの対応を実施。

(課題等)

- ・ 民間事業者へ応援要請した際に、請負業者に再委託する必要があるが、再委託業務は災害復旧事業交付金の対象外となっているため、災害査定において少ない見積額で交付申請したことにより、災害復旧事業の補助額が不足した。
- ・ 災害廃棄物発生量の証拠があると災害復旧事業交付金の対象となる可能性があるが、発生量を重量ベースで算出するのが難しい。
- ・ 発災後3・4日で仮置場を設置し分別を開始したが、運営人数が足りず混合廃棄物が増大した。

○応援職員の職種、職能及び業務内容について

- ・ 災害廃棄物処理の実施計画策定支援、計画策定にあたっての発生量推計ができる人員が必要。
- ・ 大規模な仮置場においては、分別の徹底のために運営人員が必要。
- ・ 避難所の生活系ごみ収集にあたり、パッカー車の運転可能な人員が必要。
- ・ 民間事業者に収集運搬の指示ができる職員の応援が必要。
- ・ 厳しい環境の現場であることから、ボランティアよりも経験者による応援が適切。

2) 既存の施設、収集運搬車両等の活用可能性

○災害時に活用可能な仮置場、収集運搬車両、施設(中間処理、最終処分、再資源化)の把握状況について

【仮置場】

- ・ 過去の使用実績がある用地、処理施設跡地、県所有地など、候補地は把握している。
- ・ 課題は、情報公開はしておらず、地元住民から事前の理解を得ているわけではないこと、廃棄物発生量が市の処理能力を超える場合の新たな仮置場の選定が困難なことなど。

【収集運搬車両等】

- ・ 直営のパッカー車台数、ダンプ台数、委託業者台数、許可業者台数を把握。
- ・ 収集運搬業務は、市内を複数のブロックに分けてそれぞれ別の業者に委託。
- ・ 課題は、大規模災害発生時には収集運搬車両が不足することなど。

【施設】

- ・ 施設(中間処理、最終処分、再資源化)の数、処理能力、災害時の使用可否を把握。市直営に加えて、一部事務組合の施設も把握している。
- ・ 課題は、新設の処分場を加えても南海トラフ地震発生時は受け入れ容量が足りないこと、大規模な施設は維持管理が困難であることなど。補助金の交付対象を広げて、施設の建設・維持管理の補助をしていただければと思う。

○収集運搬・処理能力が不足する場合の対応について

【仮置場】

- ・仮置場が不足する場合は、所有地を利用する。
- ・課題としては、新たな仮置場確保にあたって、住民からの苦情が懸念されること。

【収集運搬車両等】

- ・収集運搬車両が不足する場合、県に応援を要請する。

【施設】

- ・処理能力が不足する場合、県、民間企業に応援を要請する。
- ・課題としては、被害が広範囲におよび、他市町村・府県から応援を受けられない場合は、臨時焼却炉、仮設焼却炉が必要になることなど。

3) 関係者間で用いる共通の各種報告様式

○大規模災害時の情報伝達にあたっての有効な手段・媒体について

【様式】

- ・統一規格の明確化。

【手段・媒体】

- ・有効な手段は電話（防災無線は大雨のときに聞こえない）。
- ・職員は常に携帯を常備して対応できるようにしている。

4) その他

○災害時に特に必要な応援内容について

- ・生活系ごみは市で受け持ち、災害廃棄物処理については国直轄で応援するなどの役割分担があれば（十分な体制の構築が難しい市町村においても）復興が早く進むことが考えられる。
- ・応援要請の専用ダイヤルの設置。
- ・災害廃棄物処理に係る補助金申請の条件緩和。
- ・専門人材の不足への対応。

(4)国土交通省近畿地方整備局（平成30年1月25日）

○災害発生時の道路上のがれき除去（道路啓開）について

（対応事例）

- ・紀伊半島豪雨（平成23年台風第12号）では、土砂・流木などの対応を行い、地方整備局で処分した。
- ・阪神淡路大震災では、ビルの倒壊により道路が塞がれたケースがあったが、この時は、まず、1車線でも通れるようにするため、がれきを横に避けた。そして、避けたがれきは、基本的には府県に処分してもらった。道路啓開の考え方は、緊急車両の通行の確保のためがれきを横に避け1車線でも通れるようにするのが基本である。
- ・熊本地震では、国土交通省で被災状況調査を実施している。（TEC-FORCE）本調査は、県知事から要請があった場合に実施されるもので、災害対策基本法に位置付けられているもの。基本的には、府県が被災調査を実施するが、府県だけでは対応出来ず、要請があった場合は地方整備局にて対応可。
- ・仮置場について、過去、局所管の河川敷を一時的に利用した例はある。状況に応じての判断ということになる。

（地方整備局の協定について）

①「災害時等における近畿地方整備局所管施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書」

- ・当該協定は、各府県の建設業協会と、近畿地方整備局が直接締結しているもの。
- ・当該協定には、応急復旧に係る事項も含まれている。
- ・対象は、近畿地方整備局の所管施設（建物、道路のどちらも対象）。

②「災害時の応援に関する申し合わせ」

- ・当該協定は、自治体と近畿地方整備局が締結しているもので、これに基づいて要請いただき、対応する場合もある。
- ・当該協定に基づく今年度の事例としては、岸和田、及び紀ノ川での災害時に調査を実施している。ただし、あくまで調査であって、処分は府県対応。

○仮設トイレの提供について

（対応事例等）

- ・仮設トイレは、原則、内閣府にて対応。熊本地震の際には、内閣府で仮設トイレを手配できなかったことから、「紹介」のみ地方整備局の方で対応したことがある。あくまで紹介のみで、トイレの管理・支払い等はすべて内閣府が対応。

(5)大阪府産業廃棄物協会（平成30年2月1日）

○会員事業者を対象とした調査について

- ・資機材を対象とした調査（「災害時の協力・支援体制整備のための施設等に関する調査」）を実施。
- ・当該調査は、全会員事業者に配布し、約5割の事業者から回答を得ている。
- ・当該調査の個別のリストは、公表しないことを前提に調査したもの。
- ・各府県の協会も独自様式の調査を実施しているが、調査結果の取り扱いについても、府県で異なる。
- ・今後の調査については、2府4県で同一の調査が実施できれば、情報整理・集約・活用等において、有効に機能する面があるようにも思う。

○災害発生時の応援要請について

（産業廃棄物協会間の連携・取り決め等について）

- ・各府県の産業廃棄物協会間での取決め等は、現状では特にはないが、協会間のつながりは、必須と考えている。現状は、個人的なつながりをベースにしている状況だが、それではリスクもあり、協会として取決めがあった方が適当と考える。
- ・連携体制表と個別リストがないと、協会や自治体は、どこに連絡すべきか、その情報を持たないということになる。基本的には、自治体が情報を持つ協会を通して要請を行うことになるものと想定している。その意味では、連絡体制をしっかりと整備することが重要と考える。
- ・現在、大阪市と協力してマニュアルを作成中であり、当該マニュアルで連絡先・体制などを整理する予定。

○その他

- ・大阪府下の仮置場は、現状、把握されているものだけでは不足するものと思われる。資材置場としての利用も含め、フェニックスなども活用できればと思うところはある。

○災害廃棄物受入れ実績

- ・受入区域内の災害廃棄物の受入れ実績は2件、阪神・淡路大震災（平成7年）と淡路島地震（平成25年）。
- ・阪神・淡路大震災の時は、平成7年1月の発生から平成9年度までの間に燃えがら約30万トン、がれき約300万トンを受入れ。淡路島地震の時は産廃がれき類として約27千トンを受入れ。
- ・フェニックス圏域内の自治体の支援により、圏域外の災害廃棄物を受入れた実績は2件。平成16年の台風23号と、平成23年の台風12号。
- ・平成16年台風23号では、豊岡市などから約2,400トンを受入れ。被災市を14の支援団体（兵庫県内8団体、大阪府内6団体）が受入れ、それぞれの団体の枠内で廃棄物を受入れた。
- ・平成23年台風12号は、田辺市、新宮市、日高川町などから和歌山市の枠内で受入れた。受入量は不明。

○災害廃棄物受入れの流れ

- ・基本計画で定めた受入区域168市町村の廃棄物の受入れが大前提である。
- ・可燃性廃棄物は焼却したもの、不燃性は破碎したものなど、平常時の基準が基本である。
- ・圏域外からの災害廃棄物を受入れるとなると、出資者、基地地元、国との調整が必要である。国に対しては、災害発生時において受入区域外からの廃棄物の受入れに関する法令を平時から整理して欲しい。
- ・災害が発生することを想定して、その廃棄物分をあらかじめ準備しておくという事はできない。発災時の状況をみでの判断となる。

○災害廃棄物受入れにあたっての課題等

- ・災害廃棄物の受入れについては、港湾管理者、自治体、警察、また関西広域連合など、幅広い関係者との協議が必要である。
- ・受入れるとしても、通常受入れも継続しているので、受入れエリア、ルートに分ける等の対応が必要である。
- ・特に神戸沖、大阪沖は海上ルートでの受入となるため、輸送船の動線が重なることになり運航調整が必要となる。また、揚陸等の資機材が不足するなどの問題もある。

○二次仮置場の活用可能性の検討・確認

- ・竣工した箇所は、速やかに港湾管理者に引渡ししているため、センターが管理している土地は限られている。
- ・未竣工地を活用する場合は、港湾管理者、自治体の環境部局とセンターとで協議をして、二次仮置場としての使用可否を決める必要がある。

○その他

- ・淡路島地震の時のように産業廃棄物として処理するのではなく、一般廃棄物のルールの中（又は災害廃棄物として独自のルール）として災害廃棄物を処理することが望ましい。

(7)関西広域連合（平成30年1月11日）

○近年の災害時における災害廃棄物処理に関する応援の手順・内容

- ・熊本地震（平成27年）では、発災後に広域連合の緊急派遣チームを送り、災害廃棄物も含めた全般的な情報収集をおこなった。応援にあたってカウンターパート方式をとり、関西広域連合の応援府県には益城町が割り当てられた。第1陣では兵庫県から、第2陣で和歌山県から職員を派遣し、仮置場運営支援や災害廃棄物処理計画策定の支援をおこなった。人の派遣が中心であり、車両や資機材の支援は行っていない。
- ・派遣後は、現地から和歌山県本庁に報告が上がり、県本庁と関西広域連合で支援継続必要性の可否を1週間毎に協議した。

○近畿ブロック内での災害廃棄物に関する連携体制

- ・「関西防災・減災プラン」では廃棄物処理の応援・受援の手順を定めており、被災府県・応援府県・環境省と連携をとっていくようなオペレーションとなるだろう。
 - ・必要とされる災害対応経験を有する職員が府県にいる場合は、応援府県一被災府県のカウンターパート方式をとる。
 - ・災害廃棄物処理にあたっては、府県、関西広域連合、近畿地方環境事務所の間での情報共有は必須である。関西広域連合としては、災害廃棄物専門部門を持っていないため、各府県と協議しながら進める必要がある。
 - ・市町村の情報収集は府県でまとめ、府県との連絡調整は関西広域連合、環境事務所で情報共有をしつつ行うという、近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画に定めている原案について、差し支えないと考えている。
 - ・関西広域連合の環境部局（広域環境保全局）の業務は、「温室効果ガスの排出の総量の削減、野生鳥獣の保護及び管理」に関する広域にわたる環境の保全に関する事務と規約で定めている。一方、防災部局（広域防災局）の業務は「防災訓練、防災に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合の防災に係る支援及び調整、防災に資するための人材の育成、感染症の蔓延のその自然災害以外の緊急事態、防災に係る調査研究」といった広域にわたる防災に関する事務と規定している。
- 災害廃棄物に関しては、各構成団体の事務として連携しつつ実施している。

○応援の際の様式について

- ・関西広域連合には「関西広域応援・受援実施要綱」で「職員」「物資、資機材」「その他」の応援要請書の様式がある。
- ・熊本地震の際は、主に電話でやりとりを行った。
- ・支援要請のためというよりは、災害査定・補助金申請のために、環境省から統一様式を示してほしい。必要書類（発災時の写真等）についての留意点を明示してほしい。

4 まとめ

1) 広域的な災害廃棄物の処理に係る関係者の役割、具体的な受援／応援の方法

○関係者との接触(要請、報告等)手順について

- ・ 定めがあれば、その手順に基づき、無ければ直接連絡といった形で関係者との接触を図ることとなっているが、手順、ツール等不明とする団体もあった。
- ・ ただ、協定、取り決め等があり、これに基づき依頼を行ったとしても、依頼が集中した際に、どれだけ対応してもらえるのかという、取り決めの実行性に対する懸念が挙げられた。

○連携体制の機能状況について

- ・ 連携体制が機能する前提として、指示命令系統の整備、連絡窓口の一元化、情報の共有、受援側の体制整備などの必要性について意見があった。

○応援職員の職種、職能及び業務内容について

- ・ 計画策定にあたっての発生量推計ができる人員、仮置場の運営人員、パッカー車の運転可能な人員などについて意見があった。

2) 既存の施設、収集運搬車両等の活用可能性

○災害時に活用可能な仮置場、収集運搬車両、施設(中間処理、最終処分、再資源化)の把握状況について

- ・ 調査、リスト化、データベース化など、各団体で把握に務めている状況。
- ・ 課題としては、情報の取扱いにあり、多くの団体で、基本的には非公表扱いとして情報収集を行っており、事前の周知などは行えない点にあった。
- ・ 特に仮置場は、仮置場として設定することに留意を要する事項があること、調査の結果、用地が不足していることが判明しても更なる確保が難しいことなど、課題を残す状況となっている。
- ・ また、民間団体が実施している調査は、仕様、基準などがそれぞれのものであり、ブロック内での情報を集約的に整理しにくい状況にあることの指摘があった。

○収集運搬・処理能力が不足する場合の対応について

- ・ 府県や都市間での協定に基づき、応援要請を行うこと、また、近隣市の余力が確認できれば、直接依頼することなどが想定されている。

○大阪湾広域臨海環境整備センターへの期待役割について

- ・ 災害廃棄物の受入れのほか、二次仮置場としての利用についても意見があった。
- ・ ただし、センターでの廃棄物の受入れは、基本計画で定めた受入区域の市町村の廃棄物の受入れが前提であること、二次仮置場としての利用には、土地所有者との調整等が必要になることなど、センターが主導的に対応することが難しい面もあるとのことであった。

3) 関係者間で用いる共通の各種報告様式

○大規模災害時に関係者間で報告・共有すべき情報について

- ・ 被害状況の大小、災害廃棄物の発生見込量、被災自治体の作業人員や資機材、処理施設数、仮置場の状況を含む廃棄物処理体制、道路状況、処理困難物等の対応方法、宿泊施設の有無、現在応援している都市、あるいは応援予定の都市の有無、また、その応援内容と体制など。
- ・ 初動の時期には、被災の規模や、廃棄物搬入の数量、家屋等の被害量などは、把握・想定が困難であり、まずは、応援要請の連絡、その後、段階的な報告で対応するという意見があった。

○大規模災害時の情報伝達にあたっての有効な手段・媒体について

- ・ 様式については、有用性等に一定の理解が示され、ブロック内で統一化された、できれば簡素なものを用意することが要望された。

4) その他

○災害廃棄物の集積方法、仮置場の活用方法、広報の手段等について

- ・ 広報等他部局と連携を踏まえた広報を検討、考慮している状況。手段としては、対象に応じてケースバイケースであり、多様な手段を準備している。
- ・ ただし、先述のとおり、仮置場については、事前周知が難しいことが課題となっていた。

○災害時に特に必要な応援内容について

- ・ 廃棄物処理における市町と国等との役割分担、不足するであろう専門人材の供給、また、災害廃棄物処理に係る補助金申請の条件緩和などの意見があった。